

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

ガイドブック



神奈川県後期高齢者医療広域連合

目次

■ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）とは	3
■ 資格	
被保険者	4
保険証	6
■ 保険料	
保険料のしくみ	7
保険料の賦課と納付方法	8
保険料の軽減と納付相談	9
■ 給付	
お医者さんにかかるときの自己負担	11
療養費	12
訪問看護療養費・移送費	13
高額療養費	14
高額介護合算療養費	17
入院時食事療養費・生活療養費	18
葬祭費	19
医療費の支払いが困難なとき	19
後期高齢者医療で診療を受けられない場合	20
交通事故などにあつたとき	20
■ 届出	21
■ 市（区）町村の後期高齢者医療担当課一覧	22

■ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）とは？

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

今まで皆さんは、職場の「健康保険」や市町村の「国民健康保険」に原則加入をしていました。

平成20年4月からは、75歳以上の方及び65歳から74歳で一定の障害があると認定を受けた方は、それらの医療保険制度を脱退し、独立した制度である「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」へ加入することが法律で定められています。



制度の開始にあたって

急速な少子高齢化の進展や経済の低成長への移行、さらには生活や意識の変化など、大きな社会環境の変化に伴い、社会保障全体の費用が増え続け、特に医療費の伸びが著しい状況にあります。このような社会情勢を背景に、国民皆保険を維持しつつ、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成18年6月、医療制度改革関連法が成立し、抜本的な医療制度の見直しが行われました。

その見直しの一つとして、平成20年4月、75歳以上の高齢者を対象とする長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が施行されました。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、それぞれが負担能力に応じて高齢者の医療費を安定的に支えていく保険制度です。

制度の運営



神奈川県内すべての市町村が加入する『神奈川県後期高齢者医療広域連合』が市町村と連携しながら制度を運営しています。

これは、神奈川県内の市町村が一体となって医療費にかかる保険財政について財政責任を明確にするとともに、市町村と十分に連絡を取り合いながら地域に根ざした運営を行うことを目的としています。

■ 被保険者

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の加入者〔被保険者〕

神奈川県内にお住まいで次の表の①又は②のいずれかに該当する方は、それまで加入していた国民健康保険、健康保険組合又は共済組合などから脱退し、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者となります。

年 齢		資格取得日
①	75歳以上の方（※1）	75歳の誕生日当日
②	65歳～74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた方（※2）	認定日

※1 75歳以上の方でも、生活保護を受けている方は、被保険者とはなりません。

※2 申請が必要です。（ただし、すでに老人保健制度で認定を受けていた方は、広域連合からの認定を受けたものとみなされて、自動的に被保険者となります。）

なお、この認定の申請については、いつでも、将来に向かって撤回することができます。

被扶養者だった方も加入します

健康保険組合や共済組合などの被扶養者であった方も、75歳になると長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者となります。



後期高齢者医療被保険者証		
有効期限 年 月 日		
被保険者番号		
被 保 険 者	住 所	
	氏 名	男 女
	生年月日	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日	
発 効 期 日	年 月 日	
交 付 年 月 日	年 月 日	
一 部 負 担 金 の 割 合		
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 印	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 神奈川県後期高齢者医療広域連合	

● 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令 別表(第3条関係)」より抜粋

- 1 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。)の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 咀嚼の機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの



■ 保険証

保険証について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者になると、1人ひとりに「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。保険証は、加入者であることを証明しますので、お医者さんにかかるときには、保険証を提示してください。

後期高齢者医療被保険者証		
有効期限 年 月 日		
被保険者番号		
被 保 険 者	住 所	
	氏 名	男 女
	生年月日	年 月 日
資格取得年月日		年 月 日
発 効 期 日		年 月 日
交 付 年 月 日		年 月 日
一 部 負 担 金 の 割 合		
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
神奈川県後期高齢者医療広域連合		

取扱いのご注意

注意事項	内 容
記載内容の確認	交付された保険証の記載内容を確認してください。勝手に内容を書き変えたものは使用できません。
手元に保管	受診後に病院に預けたりしないようにしましょう。
貸し借りの禁止	保険証の貸し借りをを行うと法律により罰せられます。
紛失・破損の場合には再交付	保険証は、お住まいの市(区)町村に届け出れば再交付されます。
脱退するときは返却	他の都道府県に転出したときや、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者でなくなったときは、必ず市(区)町村に返却しましょう。
有効期限に注意	有効期限を過ぎると使用できなくなります。
受診の際には持参	お医者さんにかかるときには提示しましょう。



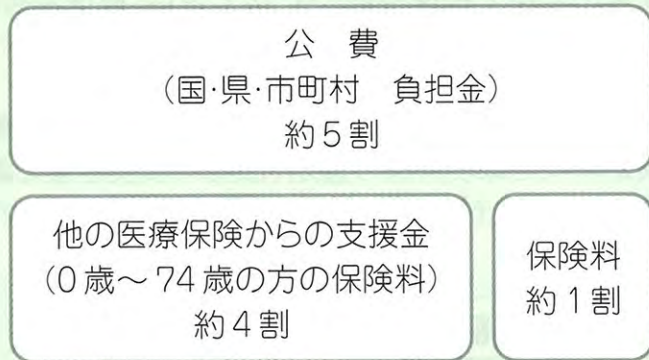
■ 保険料のしくみ

保険料

保険料は、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の安定した財政運営を図るため、2年単位で費用と収入を見込んで保険料率を算定し、2年毎に見直します。医療の給付に係る費用のうち約1割を被保険者が負担する保険料で賄います。

残りの約9割は、公費（国・県・市町村負担金）と他の医療保険からの支援金（0歳～74歳の方の保険料）で賄います。

医療費の財源 （平成20年度・21年度）



保
険
料

保険料の算定方法

保険料は、被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。

保険料額・率の設定（平成20年度・21年度）

均等割額… 39,860円（年額）

所得割率… 7.45%

- ※ 神奈川県内においては、均一の保険料率（均等割額、所得割率）となります。
- ※ 「所得割額」は被保険者の前年の総所得金額等から基礎控除額（33万円）を控除した額に「所得割率」を乗じた額になります。

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

【限度額 50万円】

$$= 39,860 \text{円} + (\text{総所得金額等} - 33 \text{万円}) \times 7.45\%$$

※ 例えば、年金収入のみの方の場合、公的年金等控除額及び基礎控除額（33万円）を控除した額になります。

■ 保険料の賦課と納付方法

保険料の賦課

保険料は、毎年度4月1日を基準日として賦課します。賦課決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の金額となります。

※ 年度の途中で被保険者となったときは、被保険者となった日が賦課の基準日となり、その月から月割りで賦課されます。また、被保険者でなくなったときは、その前月分まで月割りで保険料がかかります。

※ 賦課決定後、前年所得の更正があったときは、再算定します。

※ 決定された保険料額の通知(保険料額決定通知書)は、お住まいの市(区)町村から納入通知書とともに送付されます。また、保険料額に変更があったときも、変更の通知が送付されます。

保険料額の例

厚生年金収入300万円で他に収入のない方の場合

保険料額 149,370円(10円未満切捨て)

均等割額 39,860円

所得割額 109,515円 = (年金収入300万円 - 公的年金等控除120万円 - 基礎控除33万円) × 所得割率7.45%

保険料の納付方法

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)では、広域連合が保険料額の決定を行い、お住まいの市(区)町村がその保険料を徴収します。

特別徴収	年金を年額18万円以上受給されている方は、原則として2か月ごとに支払われる年金から天引きされます。ただし、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える場合は天引きされず、普通徴収になります。 【特別徴収から普通徴収へ変更ができます】 特別徴収の方でも、以下のいずれかの要件を満たす場合、申し出により普通徴収へ変更することができますので、お住まいの市(区)町村までお問合せください。 ①国民健康保険料を確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合 ②年金収入が180万円未満で、かつ連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる方が、連帯納付義務者の口座振替により納付する場合
普通徴収	特別徴収の対象にならない方は、市(区)町村から送付される納入通知書などにより7月から翌年の3月までの毎月(9回)に分けて保険料を納付いただきます。(※)

※ 預金口座から自動払込みできる便利な口座振替制度を実施している市(区)町村がありますので、お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。

■ 保険料の軽減と納付相談

所得の少ない方の軽減

● 均等割額の軽減

所得の少ない世帯に属する被保険者については、均等割額(39,860円)の8.5割・5割又は2割が軽減されます。軽減の対象となる方は、被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の被保険者の前年の総所得金額等を合計した額が、次の表の基準以下となる方です。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合
・33万円	8.5割
・33万円+(24.5万円×当該世帯に属する被保険者数※) (※被保険者である世帯主を除く)	5割
・33万円+(35万円×当該世帯に属する被保険者数)	2割

※ 所得の申告をされていない方については、基準に該当するか不明のため軽減措置が適用できません。お住まいの市(区)町村から「簡易申告書」の提出をお願いする場合がありますのでご協力ください。

※ 軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除(33万円)の控除はありません。また、65歳以上の方に係る税法上の公的年金等控除を受けている方は、公的年金所得から高齢者特別控除15万円を控除した金額で判定します。

● 所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方については、所得割額の5割が軽減されます。

被保険者の賦課のもととなる所得金額(※)の基準	軽減割合
・58万円	5割

※ 総所得金額等から基礎控除(33万円)を控除した額

軽減の例

夫婦とも被保険者の世帯の場合(年金収入のみの世帯)

夫75歳	年金収入	168万円	……………	総所得金額等	33万円※
妻75歳	年金収入	79万円	……………	総所得金額等	0円

※ (年金収入168万円) - (公的年金等控除120万円) - (高齢者特別控除15万円) = 33万円
⇒ 世帯の総所得金額等合計額 = 33万円

判定の対象となる世帯の総所得金額等が33万円以下のため、均等割額が8.5割軽減されます。

また、夫の賦課のもととなる所得金額が58万円以下のため、所得割額が5割軽減されます。

	均等割額	所得割額	合計保険料額
夫	5,700円 (8.5割軽減)	5,587円 (5割軽減)	11,280円 (10円未満切り捨て)
妻	5,700円 (8.5割軽減)	なし	5,700円 (10円未満切り捨て)

被用者保険の被扶養者であった方の軽減

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入する前日に、政府管掌健康保険・船員保険・健康保険組合・共済組合の被扶養者であった方は特例措置として、一定期間保険料が軽減されます。（国民健康保険・国民健康保険組合の加入者だった方は対象となりません）

【長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入した月から2年間】
均等割額のみ負担となり、かつ均等割額が5割軽減されます

さらに、制度開始の特別措置として

【平成20年10月から平成21年3月まで】
均等割額の9割が軽減されます

注）特例措置の対象となる方は、「保険料額の決定通知」をご確認の上、年保険料額が「1,990円」になっていない場合は、お住まいの市（区）町村の窓口にご連絡ください。

保険料の納付に困ったとき

事情により保険料の納付ができなくなったときは、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口にお早めにご相談ください。

保険料の徴収猶予・減免

災害や所得の減少など特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

徴収猶予	震災、風水害、火災などの災害により財産について著しい損害を受けたことや世帯主が死亡したことなどの事情により保険料の納付が一時的にできないと認められる場合、6か月以内の期間に限り徴収を猶予します。
減免	徴収猶予と同様の条件により、生活が困窮し保険料を納付することができないと認められる場合や刑事施設等へ拘禁され給付の制限が行われている場合などに、減免をすることができます。

保険料を滞納すると

保険料の納期限を過ぎても納付しないしていると督促が行われます。督促を受けてもそのまま滞納していると延滞金がかかる場合があります。

また、特別な事情もなく滞納が続くと通常の保険証よりも有効期限が短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。さらに、1年以上滞納が続いた場合には保険証を返還してもらい、「被保険者資格証明書」を交付することになります。

保険料は、納期限までに納めましょう。

■ お医者さんにかかるときの自己負担

後期高齢者の所得区分の判定と自己負担

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者がお医者さんにかかるときの自己負担割合（保険証に記載してある「一部負担金の割合」）は、所得区分に応じて異なります。

所得区分は毎年8月に課税所得（各種控除後の所得）により判定されます。

所得区分	判定基準(※1)	自己負担割合
現役並み所得者	当該年度(4月から7月は前年度)の住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者。ただし、被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満であると申請し(※2)、適用された場合は一般の区分となります。	3割
— 一般	「現役並み所得者」「低所得者Ⅱ」「低所得者Ⅰ」以外の被保険者	1割
低所得者Ⅱ	同一世帯の方全員が当該年度(4月から7月は前年度)の住民税非課税の被保険者(低所得者Ⅰ以外の被保険者)	
低所得者Ⅰ	同一世帯の方全員が当該年度(4月から7月は前年度)の住民税非課税で、その世帯の各所得が0円(年金の所得は控除額を80万円として計算)となる被保険者	

給
付

- ※1 上記の判定は、各月1日現在における世帯員の状況によって再判定を行います。
- ※2 申請にあたっては、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類(確定申告書の控えなど)を添付して、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口へ提出してください。申請書は担当窓口にあります。



療養費

療養費の支給（払い戻しが受けられる場合）

次の場合は、いったん医療費の全額をお医者さんなどに支払い、あとでお住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口申請してください。保険を使えなかったことがやむを得ないと認められた場合には、自己負担分（現役並み所得者の方は3割、それ以外の方は1割）を除いた額が支給されます。

なお、審査のため、療養費が支給されるまでには申請から2、3か月程度かかります。

- ※ 申請書は、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口にあります。
- ※ お医者さんなどに医療費を支払った日の翌日から2年を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。
- ※ 保険で認められた費用のうち、自己負担分は高額療養費の対象になる場合があります。（P14「高額療養費」参照）

申請ができる場合	申請に必要なもの
急病など、緊急その他やむを得ない事情で保険証を持参できなかったとき	医師に支払った費用の領収明細書
コルセットなど治療用装具を作ったとき	医師の意見書、代金の領収書及び明細書
柔道整復師の施術を受けたとき（※1）	施術料金領収明細書
医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき	施術料金領収明細書、医師の同意書
輸血に生血を使ったとき	医師の輸血証明書、代金の領収書
海外で急な病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき（※2）	代金の領収書、診療の内容が分かる明細書、日本語の翻訳文

- ※1 骨折・脱臼により柔道整復師の施術を受けるときには医師の同意が必要です。また、保険証を提示すれば、自己負担分を支払うだけですむ場合があります。
- ※2 治療目的での渡航は対象になりません。

● 上記以外で申請に必要なもの（共通）

- 保険証
- 印かん（朱肉を使用するもの）
- 銀行の預金通帳（口座番号の控え）
など〔ゆうちょ銀行は除く〕



■ 訪問看護療養費・移送費

訪問看護療養費の支給

難病患者や重度の障害のある方が、主治医の指示のもとで訪問看護を受けた場合は、被保険者は自己負担分（現役並み所得者の方は3割、それ以外の方は1割（※1））のみを訪問看護ステーションに支払います。

なお、訪問看護にかかった交通費は実費負担となります。また、訪問看護ステーションを利用する場合は、保険証の提示が必要となります。

※ 自己負担分は高額療養費の対象になる場合があります。
（P14「高額療養費」参照）



給
付

移送費の支給

重病人が緊急に入院・転院する際に歩行ができず、やむを得ない理由で寝台車などを使用したときに、必要であると認められた場合、移送にかかった費用の全額又は一部が支給されます。ただし、通院に使用した場合は対象になりません。

※ 寝台車などの費用を支払ってから2年を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。

●申請に必要なもの

- 保険証
- 移送を必要とする医師の意見書
- 印かん（朱肉を使用するもの）
- 移送にかかった費用の領収書（移送区間・距離等のわかるもの）
- 銀行の預金通帳（口座番号の控え）など〔ゆうちょ銀行は除く〕

■ 高額療養費

高額療養費の支給

1か月(同じ月内)の医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。

自己負担限度額は、個人単位を適用後に世帯単位を適用します。また、入院時の窓口での支払いは、世帯単位の自己負担限度額までとなります。

〈自己負担限度額(月額)〉

所得区分(※)	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降 44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※ 所得区分における「現役並み所得者」「一般」「低所得者Ⅱ」「低所得者Ⅰ」については、P11を参照してください。

低所得者Ⅰ・Ⅱに該当している方の入院について、あらかじめ医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、医療機関での支払いは低所得者Ⅰ・Ⅱの所得区分の自己負担限度額までになります。

認定証は、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口申請してください。

自己負担
限度額

高額
療養費



所得区分の経過措置

●平成20年8月1日から平成22年7月31日までの経過措置

【長寿医療制度（後期高齢者医療制度）創設による現役並み所得者の判定単位の変更に伴う経過措置】

現役並み所得者（当該被保険者の属する世帯に他の被保険者がいない方で、当該世帯に70歳以上74歳以下の方がいる場合に限る。）のうち、同一世帯に属する70歳以上74歳以下の方も含めた収入額の合計が520万円未満である方は、自己負担割合は3割（※P11の表を参照）のままですが、自己負担限度額については「現役並み所得者」ではなく「一般」（※P14の表を参照）を適用します。

高額療養費の申請方法

通常の場合、高額療養費支給の対象となった診療月の3～4か月後頃に申請の案内と申請書を送付します。

申請書に必要事項を記入、押印のうえ、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口へ提出してください。

※ 対象月から5か月以上たっても申請の案内が届かない場合は、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

※ 高額療養費は、医療機関から送付される「診療報酬明細書」にもとづいて支給を行うため、「診療報酬明細書」の送付が遅れている場合には、お知らせする申請の案内が届くのが遅くなる場合があります。

※ 診療月の翌月1日から2年を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。

●申請に必要なもの

- 保険証
- 送付した申請書
- 印かん（朱肉を使用するもの）
- 銀行の預金通帳（口座番号の控え）など
〔ゆうちょ銀行は除く〕



高額療養費の計算方法

- ① 月の初日から月末までの1か月の受診について計算します。
- ② 同じ世帯内に被保険者が複数いる場合は合算できます。
また病院・診療所等、診療科の区別なく合算します。
- ③ 入院時の食事に係る食事療養標準負担額や差額ベッド代など、保険診療の対象とならないものは高額療養費の計算には入りません。
- ④ 療養費の自己負担分は高額療養費の対象となる場合があります。

一般世帯の例

外来の医療費20万円で一部負担金2万円、入院の医療費40万円で一部負担金4万円の場合

	医療費20万円	
外来	9割(後期高齢者医療負担)18万円	1割(一部負担金)2万円
	外来分=20,000円<外来一部負担金>-12,000円<外来の自己負担限度額>=8,000円①	
	医療費40万円	
入院	9割(後期高齢者医療負担)36万円	1割(一部負担金)4万円
	外来+入院分=(12,000円<外来負担>+40,000円<入院時一部負担金>)-44,400円<世帯の自己負担限度額>=7,600円②	

高額療養費支給額=①+②=8,000円+7,600円=15,600円

特定疾病の場合

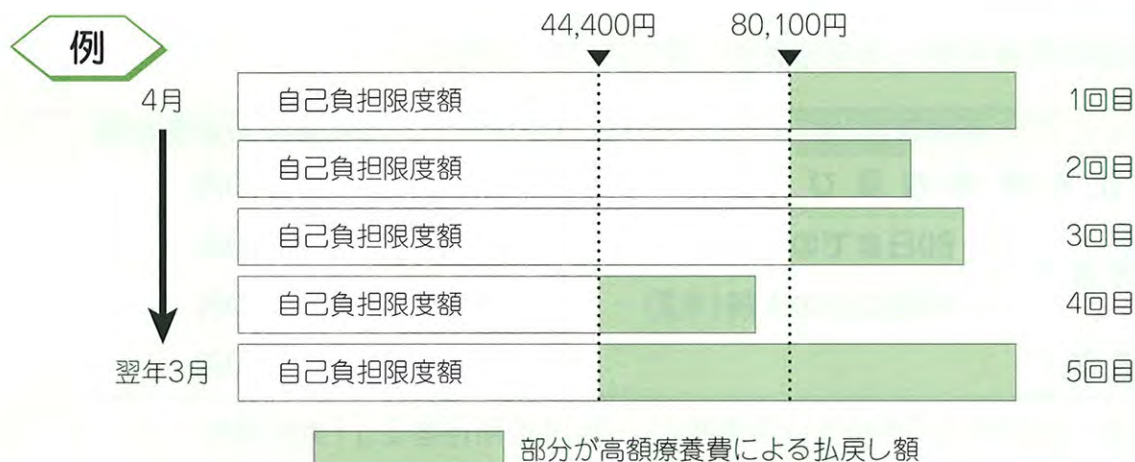
厚生労働大臣が指定する特定疾病(血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)の方の場合は「特定疾病療養受療証」を提示すれば、1つの病院での1か月の自己負担は1万円までとなります。

該当する方は、その事実を証明する書類(医師の意見書など)、保険証、印かん(※)をお持ちになって、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口に届け出てください。

※ 署名の場合には、押印を省略します。

自己負担限度額（月額）の区分が「現役並み所得者」で、高額療養費の支給を年4回以上受けた場合

過去12か月以内に、同じ世帯で4回以上高額療養費に該当したときは、4回目からは限度額（44,400円）を超えた分が支給されます。



高額介護合算療養費

高額介護合算療養費の支給

同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、年間の自己負担を合算して自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。

<自己負担限度額（年額）>

所得区分（※1）	自己負担限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

措置（※2）
初年度の経過

自己負担限度額
89万円
75万円
41万円
25万円

- ※1 所得区分における「現役並み所得者」「一般」「低所得者Ⅱ」「低所得者Ⅰ」については、P11を参照してください。
- ※2 平成20年度については、計算期間途中の4月1日から制度施行となるため、計算期間を平成20年4月1日から平成21年7月31日までとします。（12か月⇒16か月）

■ 入院時食事療養費・生活療養費

入院時食事療養費

入院中の食事にかかる費用については、食材料費相当を被保険者が「食事療養標準負担額（1食単位、1日3回まで）」として負担します。

※ 食事療養標準負担額は、高額療養費の算定には入りません。

所得区分(※1)		1食あたりの負担額
現役並み所得者及び一般		260円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	91日以上入院(※2)	160円
低所得者Ⅰ		100円

※1 所得区分における「現役並み所得者」「一般」「低所得者Ⅱ」「低所得者Ⅰ」については、P11を参照してください。

※2 過去12か月の間に91日以上入院した場合。

入院時生活療養費

療養病床に入院すると、食費と居住費を被保険者が「生活療養標準負担額」として負担します。

所得区分(※1)	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者及び一般	460円(※2)[420円(※3)]	320円
低所得者Ⅱ	210円	
低所得者Ⅰ	130円	
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※1 所得区分における「現役並み所得者」「一般」「低所得者Ⅱ」「低所得者Ⅰ」については、P11を参照してください。

※2 管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなどの一定の要件を満たす保険医療機関の場合。

※3 入院医療の必要性の高い患者及び回復期リハビリテーション病棟に入院している患者については、食材料費相当のみの負担です。

低所得者Ⅰ・Ⅱに該当している方は、あらかじめ医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示する必要があります。お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口申請してください。

■ 葬祭費

葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った方に、申請により葬祭費として5万円が支給されます。

●申請に必要なもの

- 保険証 ●印かん(朱肉を使用するもの)
- 葬儀店の領収書、会葬礼状など喪主及び葬祭日の確認ができるもの
- 銀行の預金通帳、キャッシュカードなど口座番号がわかるもの〔ゆうちょ銀行は除く〕



※ 葬祭を行ってから2年を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。

■ 医療費の支払いが困難なとき

一部負担金の減免及び徴収猶予

災害により、財産について著しい損害を受けたことなどで、病院の窓口で一部負担金を支払うことができないときは、その状況に応じて一部負担金を減免又は徴収猶予する制度があります。

お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。



給
付

■ 後期高齢者医療で診療を受けられない場合

後期高齢者医療で診療を受けられない場合

保険証を持っていても、保険診療を受けられない場合や、制限される場合があります。

<保険診療とならないもの>

保険外診療	差額ベッド代	健康診断
予防注射	美容整形	歯列矯正

<制限されるもの>

ケンカや泥酔などひどい不行跡による場合には、給付の一部又は全部が制限されることがあります。

<その他>

業務上のケガや病気は、労災保険が適用されるか、労働基準法に従って雇主の負担となります。

※ 労災保険等の適用となるケースで、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）を使って診療してしまった場合、すみやかにお住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口へ届け出てください。また、労災保険の手続きについては、所管の労働基準監督署にお問い合わせください。

■ 交通事故などにあつたとき

交通事故・傷害事件にあつたときは

交通事故など、第三者（加害者）から傷害を受けた場合でも、届け出により長寿医療制度（後期高齢者医療制度）で治療を受けることができます。この場合、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）でいったん治療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は使えなくなることがありますので、示談の前には必ずお住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口へ相談してください。

●必ず届出を！

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）で治療を受けるときは、「第三者の行為による傷病届」を必ず提出してください。

警察の交通事故証明書なども必要になりますので、早めに相談してください。

※ 自分の過失や業務上でケガをした場合には、「自過失及び業務上の疾病等に関する届書」を提出してください。

届出

次の場合には届出をしましょう

届出はお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口へ

区分	届出が必要な場合		届出に必要なもの(※)
後期高齢者医療に加入するとき	県外から転入したとき		後期高齢者医療負担区分等証明書、本人確認書類、(印かん)
	生活保護を受けなくなったとき		保護廃止・停止通知書、本人確認書類、(印かん)
	65歳～74歳の方で一定の障害があるとき		年金証書・身体障害者手帳・医師の診断書、本人確認書類、(印かん)
後期高齢者医療を脱退するとき	県外へ転出するとき		保険証、(印かん)
	生活保護を受けたとき		保護決定通知書、保険証、(印かん)
	死亡したとき		保険証(死亡した方のもの)、(印かん)
	障害認定を受けている方で、障害状態不該当になったとき又は障害認定の撤回の申請をするとき		保険証、(印かん)
その他	県内で住所が変わったとき	同じ市(区)町村の場合	保険証、本人確認書類、(印かん)
		他の市(区)町村の場合	本人確認書類、(印かん)[前の保険証は転出手続の際に返還してください。]
	氏名が変わったとき		保険証、本人確認書類、(印かん)
	保険証を紛失したとき		本人確認書類、(印かん)
保険証を汚したとき		保険証、本人確認書類、(印かん)	

※ 本人確認書類については、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

※ 署名の場合には、押印を省略します。

《市(区)町村の後期高齢者医療担当課一覧》

※ このガイドブックは平成20年9月に作成しているため、担当・電話番号が変更となる可能性があります。

担当課(問い合わせ先)		所在地	電話番号
横浜市役所	医療援助課	横浜市中区港町1-1	045-671-2409
鶴見区役所	保険年金課	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1810
神奈川区役所	保険年金課	横浜市神奈川区広台太田町3-8	045-411-7126
西区役所	保険年金課	横浜市西区中央1-5-10	045-320-8427
中区役所	保険年金課	横浜市中区日本大通35	045-224-8317
南区役所	保険年金課	横浜市南区花之木町3-48-1	045-743-8238
港南区役所	保険年金課	横浜市港南区港南中央通10-1	045-847-8423
保土ヶ谷区役所	保険年金課	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6338
旭区役所	保険年金課	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6138
磯子区役所	保険年金課	横浜市磯子区磯子3-5-1	045-750-2428
金沢区役所	保険年金課	横浜市金沢区泥亀2-9-1	045-788-7837
港北区役所	保険年金課	横浜市港北区大豆戸町26-1	045-540-2350
緑区役所	保険年金課	横浜市緑区寺山町118	045-930-2344
青葉区役所	保険年金課	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	045-978-2337
都筑区役所	保険年金課	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2336
戸塚区役所	保険年金課	横浜市戸塚区戸塚町157-3	045-866-8449
栄区役所	保険年金課	横浜市栄区桂町303-19	045-894-8426
泉区役所	保険年金課	横浜市泉区和泉町4636-2	045-800-2425
瀬谷区役所	保険年金課	横浜市瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5727
川崎市役所	保険年金課	川崎市川崎区宮本町1	044-200-2655
川崎区役所	保険年金課	川崎市川崎区東田町8	044-201-3151(資格給付) 3153(保険料)
大師地区 健康福祉ステーション	保険年金係	川崎市川崎区東門前2-1-1	044-271-0159
田島地区 健康福祉ステーション	保険年金係	川崎市川崎区綱管通2-3-7	044-322-1987
幸区役所	保険年金課	川崎市幸区戸手本町1-11-1	044-556-6620
中原区役所	保険年金課	川崎市中原区小杉町3-245	044-744-3201
高津区役所	保険年金課	川崎市高津区下作延2-8-1	044-861-3173(保険料) 3174(資格給付)
宮前区役所	保険年金課	川崎市宮前区宮前平2-20-5	044-856-3156
多摩区役所	保険年金課	川崎市多摩区登戸1775-1	044-935-3164
麻生区役所	保険年金課	川崎市麻生区万福寺1-5-1	044-965-5189

担当課(問い合わせ先)		所在地	電話番号
横須賀市役所	健康保険課	横須賀市小川町11	046-822-8272
平塚市役所	保険年金課	平塚市浅間町9-1	0463-23-1111 ※
鎌倉市役所	保険年金課	鎌倉市御成町18-10	0467-61-3961
藤沢市役所	保険年金課	藤沢市朝日町1-1	0466-25-1111 ※
小田原市役所	保険課	小田原市荻窪300	0465-33-1843
茅ヶ崎市役所	保険年金課	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111 ※
逗子市役所	保険年金課	逗子市逗子5-2-16	046-873-1111 ※
相模原市役所	地域医療課	相模原市中央2-11-15	042-769-8231
三浦市役所	保険年金課	三浦市城山町1-1	046-882-1111 ※
秦野市役所	国保年金課	秦野市桜町1-3-2	0463-82-9613
厚木市役所	医療政策課	厚木市中町3-17-17	046-225-2223
大和市役所	保険年金課	大和市下鶴間1-1-1	046-260-5122
伊勢原市役所	保険年金課	伊勢原市田中348	0463-94-4711 ※
海老名市役所	保険年金課	海老名市勝瀬175-1	046-235-4595
座間市役所	保健医療課	座間市緑ヶ丘1-1-1	046-252-7213
南足柄市役所	保険年金課	南足柄市関本440	0465-73-8021
綾瀬市役所	保険年金課	綾瀬市早川550	0467-77-1111 ※
葉山町役場	健康増進課	三浦郡葉山町堀内2135	046-876-1111 ※
寒川町役場	高齢介護課	高座郡寒川町宮山165	0467-74-1111 ※
大磯町役場	町民課	中郡大磯町東小磯183	0463-61-4100 ※
二宮町役場	町民課	中郡二宮町二宮961	0463-71-3311 ※
中井町役場	町民課	足柄上郡中井町比奈窪56	0465-81-1114
大井町役場	町民課	足柄上郡大井町金子1995	0465-85-5007
松田町役場	町民健康課	足柄上郡松田町松田惣領2037	0465-83-1225
山北町役場	福祉課	足柄上郡山北町山北1301-4	0465-75-3644
開成町役場	総合窓口課	足柄上郡開成町延沢773	0465-84-0315
箱根町役場	保険年金課	足柄下郡箱根町湯本256	0460-85-9564
真鶴町役場	町民課	足柄下郡真鶴町岩244-1	0465-68-1131 ※
湯河原町役場	住民課	足柄下郡湯河原町中央2-2-1	0465-63-2111 ※
愛川町役場	国保医療課	愛甲郡愛川町角田251-1	046-285-6931
清川村役場	税務住民課	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216	046-288-3849
神奈川県後期高齢者医療広域連合		横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階	045-440-6700

※ 印のある電話番号は代表番号です。

平成20年9月

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階

☎ 045-440-6700 Fax 045-441-1500

HP <http://www.union.kanagawa.lg.jp/>